

## さいたま市告示第176号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び第55条第1項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条及び第55条第1項の規定による医療支援給付のための医療を担当する指定医療機関又は指定施術機関から、変更等の届出があったので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年1月30日

さいたま市長 清水勇人

別紙のとおり

指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
前山クリニック	名称変更	前山こどもクリニック	前山クリニック	R7. 12. 1

指定医療機関

名称	所在地	休止年月日
福田歯科医院	さいたま市西区西大宮 2-20-11	R7.10.1

指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
医療法人社団 眞明会 伊藤歯科医院	さいたま市中央区鈴谷4-11-12	R7.11.30
大野クリニック	さいたま市大宮区仲町2-24	R7.11.30
タケシタ調剤薬局 浦和美園店	さいたま市岩槻区美園東1-2-12	R7.11.30
はなぞのグリーン薬局	さいたま市中央区本町東7-5-3 SS北与野1階	R7.11.17
塩野医院 総合クリニック	さいたま市浦和区上木崎2-14-2	R7.11.30
田原歯科医院	さいたま市大宮区宮町4-150-2 ホワイトクリニックビル 3F	R7.10.31